

## 募集方法等について（案）

## 1 募集方法(案)

特性が類似している地域を2つのエリアに区分し、募集を行う。(下記A案)

- ①観光スポットエリア(長浜地区, 清流公園 等)
- ②商業地域エリア(天神地区)

		募集方法	特徴
A案	場所の特性でまとめて募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特性の似た場所を2つのエリアに区分し, エリアごとに募集</li> <li>・どちらかのエリアを指定して応募</li> <li>・エリアごとに最優秀者から順に, 希望場所で営業候補者に決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲のある人から順に選ばれやすく, 全体の質の向上が期待される</li> <li>・エリアでの賑わい創出など, 効用活用に向けた広い視点での提案ができる</li> </ul>
B案	場所ごとに募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募場所(1区画)ごとに募集</li> <li>・公募場所(1区画)1つのみ選んで応募</li> <li>・公募場所(1区画)ごとの最優秀者が営業候補者に決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な提案者であっても場所ごとの競合によって選ばれない可能性が高い</li> <li>・場所によって倍率が著しく高くなる可能性が高い</li> <li>・競合した個人が特定されやすく, トラブルの恐れや心理的な負担が懸念される</li> </ul>

## 2 応募資格について

条例及び規則に定める以下の応募資格のとおり広く募集する。

- ・満18歳以上の個人
- ・市町村税の滞納がない
- ・屋台営業の占用許可の不更新, 停止, 取消しの措置を受けたことがない
- ・暴力団員でない, 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものではない

## 3 募集から決定までのスケジュールについて

平成29年4月1日から, 公募により選定された屋台が営業開始できるスケジュールとする。

募集期間	平成28年9月12日頃～10月31日
営業候補者の決定	平成28年12月中旬
営業開始	平成29年4月1日